

令和7年度埼玉県製菓衛生師試験受験案内

1 実施日及び合格発表

内 容	期 日 ・ 時 間	場 所
試 験	令和7年10月3日（金） 13：30～15：30 （着席 13：00）	受験会場 埼玉県県民健康センター 住所 さいたま市浦和区仲町3-5-1 ※会場の変更には応じられませんので、あらかじめ御了承ください。
出願 受付	令和7年7月30日（水） 8:30 ～8月13日（水） 23:59 ※3ページ参照	埼玉県電子申請・届出サービスで必要な事項を入力し、出願してください。出願ページは、保健医療政策課のホームページで案内します。
受験手数料 支払期限	令和7年8月20日（水）まで	支払期限を過ぎてからの支払は、 <u>いかなる場合であっても受付できません</u> 。必ず支払期限までに支払ってください。
受 験 票 電子交付	令和7年9月26日（金）まで	埼玉県から受験票データ交付の御案内メールを送信しますので、埼玉県電子申請・届出サービスで受験票の記載内容を御確認ください。
合格発表	令和7年11月19日（水） 9：00	埼玉県ホームページに合格者受験番号を掲載

＜試験に関する案内・問合せ先＞

■電話：048-912-0703 埼玉県製菓衛生師試験センター（土日祝日を除く 9:00～17:00）

2 試験科目（すべて4肢択一の筆記問題）

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論、製菓実技（製菓実技は「和菓子」、
「洋菓子」、「製パン」の3つの中から1つを選択する。）の7科目 60問

＜受験科目の一部免除について＞

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級若しくは2級又はパン製造に係る特級、1級若しくは2級のいずれかの技能検定に合格した者は、申し出により試験科目のうち「製菓理論及び実技」の免除を受けることができます。

その場合、「製菓理論及び実技」を除いた試験科目で採点を行い、可否を判定します。免除された試験科目について、加点されるものではありません。試験時間は13：30～14：45です。

*免除を希望する方は、事前に上記問合せ先まで御相談ください。

3 受験資格（次の（１）又は（２）に該当する者）

（１）①の学歴を有する者で②又は③に該当する者

① 学歴（次のいずれかに該当する者）

- ア 中学校卒業以上の者
- イ 旧制国民学校の高等科又は旧制中学校の２年の課程を修了した者
- ウ 上記のほか製菓衛生師法施行規則附則第２項各号に該当する者

＜外国籍の方又は外国の学校若しくは日本国内の外国人学校を卒業した方＞

厚生労働大臣の認定が必要な場合があります。手続に時間を要しますので、早めに埼玉県保健医療政策課（電話０４８－８３０－３５２３）に問い合わせてください。（５ページ参照）

② 製菓衛生師養成施設において１年以上（２年制の養成施設において１年間履修した場合には、その１年間で受験に必要な科目を履修していること。）製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

※ 製菓衛生師養成施設は、厚生労働省ホームページに掲載されている「[製菓衛生師養成施設一覧](#)」で確認できます。

養成施設の指定年月日によっては、この一覧の施設を卒業していても受験資格がない場合やこの一覧にない施設を卒業していても受験資格がある場合があります。

卒業した養成施設に必ず御確認ください。

③ ２年以上菓子製造業に従事した者※

菓子製造業従事証明書の証明日現在で通算２年以上の従事期間があること。

従事した施設が食品衛生法に基づく菓子製造業の許可（パン製造業を含む。）を得ている必要があります（国外は不可、飲食店営業の許可のみでは不可）。

※ 次の場合は、菓子製造業に従事した経験があるとは認めません。

- ・ 専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している場合（菓子の製造に従事しない事務員、運転手等）
- ・ アルバイト、パート等として勤務している場合。

なお、例外として、週４日以上かつ一日６時間以上勤務している場合は職歴として認めます。

（２）昭和４１年１２月２６日現在、菓子製造業に従事していた者で、従事期間が３年を超えている者等

4 出願・受験までの流れ

1) 埼玉県電子申請・届出サービスのページで出願申込

(令和7年7月30日(水) 8時30分～8月13日(水) 23時59分)

埼玉県電子申請・届出サービスの所定のページで、必要な事項を入力し、申し込んでください。申込の詳細については、令和7年7月30日(水) 8時30分から埼玉県保健医療政策課のホームページで御案内します。

出願申込をするには、埼玉県電子申請・届出サービスの利用者登録が必要となります。登録方法については、操作マニュアル (<https://apply.e-tumo.jp/help/PREFST/>) を御確認ください。

2) 提出書類

以下の書類を、PDF 形式または JPEG 形式に電子ファイル化した電子データ、もしくは撮影をした画像データを出願フォームに添付することで提出してください。

(1) 養成施設の卒業証明書 (製菓衛生師養成施設が 発行するもの) 又は 菓子製造業従事証明書 (埼玉県 HP 掲載の様式)	受験資格によって①又は②のいずれかを提出すること。 ①養成施設卒業の場合 卒業証明書 *卒業証書ではありません。 製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を取得したものにあっては、その旨を証明する書類(単位履修証明)でも可。 ②菓子製造業従事の場合 菓子製造業従事証明書 埼玉県ホームページに掲載される様式を印刷し、受験案内・留意事項・記入例に則り、経営者(施設長)に全て記入してもらうこと。 <u>受験者本人は記入・訂正できません。</u> 証明者が複数の場合は、複数の証明書を提出してください。
(2) 右に該当する場合 戸籍抄本又は謄本 (発行後6か月以内のもの)	(1)の卒業証明書等の氏名又は菓子製造業従事証明書の氏名が、婚姻等により現在の氏名と異なる場合に提出すること。(証明書の氏名と現在の氏名のつながりが確認できること。)
(3) 技能検定合格証書	試験科目の一部免除を申し出る場合は、技能検定合格証書を提出すること。

- 令和6年度の埼玉県製菓衛生師試験受験票をお持ちの方は、(1)、(2)、(3)を省略できます。令和6年度受験票を提出してください。ただし、受験票の氏名が婚姻等で現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本又は謄本(発行後6か月以内の原本)も提出してください。

※ 受験票を紛失した場合は、本人確認のできる公的証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)のコピーを提出してください。

3) 受験手数料の支払

出願の申込み後、電子申請・届出サービスに記載の案内のとおり、受験手数料を支払ってください(クレジットカード決済、コード決済(PayPay、d払い、auPAY)またはペイジーでお支払できます)。

支払期限は、令和7年8月20日(水)までです。支払期限を過ぎてからのお支払いは、いかなる場合であっても受付できません。必ず支払期限までに支払ってください。

受験手数料 9,600 円	・申込完了後、電子申請・届出サービスにログインし、「申込内容照会」からお支払いください。 ・クレジットカード決済、コード決済希望の方…【Omni Payment Gateway でお支払い】を選択 ・ペイジー（ネットバンキング）決済希望の方…【インターネットバンキングでお支払いされる方はこちらから】を選択 ・ペイジー（ATM 使用）決済希望の方…「申込内容照会」の申込詳細に記載の、収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分を確認し、ATM でお支払いください。 ※ 支払後の返金はできません。御了承ください。
-----------------------------	--

4) 受験票データの交付（※紙の受験票はお送りしません）

受験手数料の支払い後、入金状況・申込内容を埼玉県が確認します。不備等が無い場合、令和7年9月26日（金）までに、受験票データを埼玉県電子申請・届出サービスでお送りします。受験票データ交付の御案内メールが届いたら、必ず受験票の記載内容を確認してください。

※ 御案内メールが届かない場合や誤って御案内メールを削除してしまった場合でも、電子申請・届出サービスにログインして「申込内容照会」の「申込詳細」から、受験票を確認することができます。

5) 受験票データの印刷・受験

試験会場では、受験票に記載される受験番号の席で受験をしていただきます。受験票を印刷する必要はありませんが、受験番号を書き留めるなど、試験会場で受験番号が分からないことが無いように御注意ください。

5 菓子製造業従事証明書の記入方法について

菓子製造業従事証明書は、留意事項及び記入例をよく読んで証明者が記入してください。

※ 受験者は記入・訂正しないでください。

※ 受験者本人又は配偶者若しくは二親等以内の血族は証明できません。「証明することができない者は5ページの図を参照してください。

6 身体に障害のある方の受験について

試験当日、試験会場において配慮を必要とする方は、出願前に埼玉県製菓衛生師試験センター（048-912-0703）に御相談ください。

7 試験結果の確認（個人情報の開示制度）について

令和7年11月19日（水）午前9時から6か月間、県政情報センターで、受験者本人に限り自己の総得点を知ることができます。その場合、受験者本人が電子受験票を持参・提示してください。

受付時間：月～金（土日祝日及び年末年始を除く。）
9：00～12：00 及び 13：00～17：00

8 その他注意事項

(1) 申込に関すること

- ・ 申込内容の不備や提出書類の不足・不鮮明な部分がある等の場合は、受理できません。その場合、解消するために埼玉県製菓衛生師試験センターが電話で問い合わせることがあります。解消されない場合、申込の取下げをさせていただくことがあります。
- ・ 受験の申込みに当たって、虚偽又は不正があった場合や試験中に不正行為が判明した場合は、受験を無効とします。試験実施後に判明した場合も同様です。

(2) 受験・合格発表に関すること

- ・ 試験会場には駐車場がありません。自動車での来場・送迎は御遠慮ください。近隣店舗等の駐車場に無断駐車した場合には、警察署に連絡します。
- ・ 試験日時、会場の変更等、試験の実施に係る情報については、埼玉県ホームページに掲載しますので、最新の情報を必ず確認してください。
- ・ 試験開始後30分以上遅刻した場合は、受験を認めません。

○ 外国籍の方、外国の学校を卒業した方、日本国内の外国人学校を卒業した方の必要書類

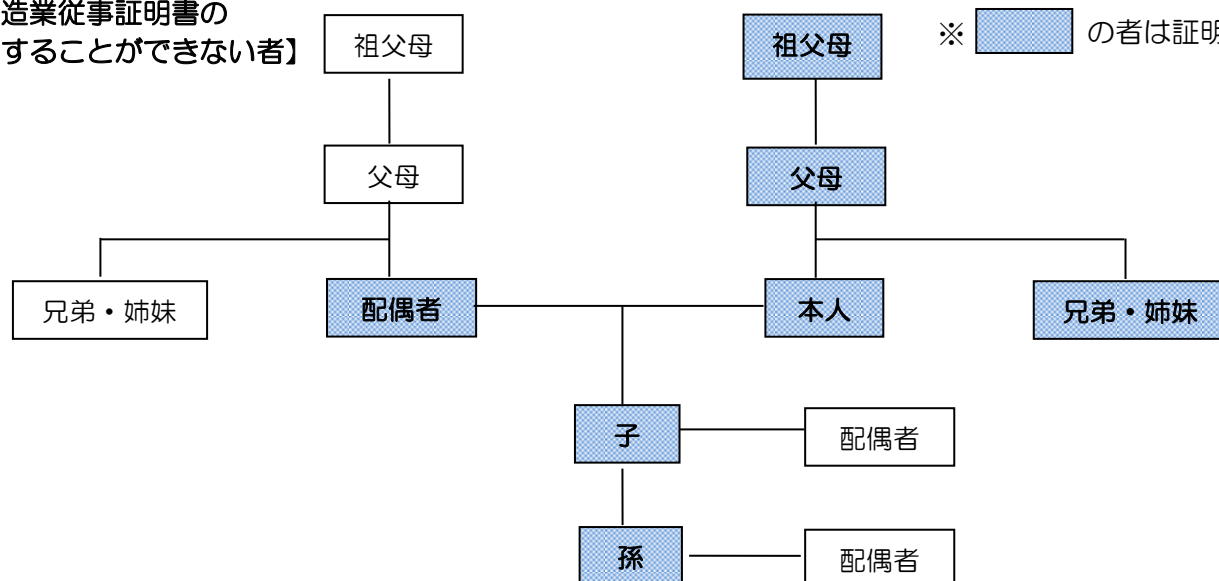
該当する方は、3ページの「提出書類等」に加えて以下の書類が必要です。

事前に受験資格を確認しますので、早めに埼玉県保健医療政策課に御相談ください。

*** 2ページの受験資格のうち(1)②に該当する方はAのみ、(1)③に該当する方は、B又はCの書類が必要となります(外国籍の方はAの書類も必要です)。**

A	<外国籍の場合> ・国籍等表示のある住民票	発行から6か月以内の原本 令和6年度の受験票がある方も必要です。
B	<外国の学校を卒業した場合> ・最終学校の卒業証明書 ・所定の履歴書	卒業証書がある場合は、原本とそのコピー(確認後原本はお返しします。)。日本語訳を添付すること。 卒業証書がない場合は、卒業した学校で卒業証明書を発行してもらってください。日本語訳を添付すること。 履歴書は所定の様式がありますので、お問い合わせください。
C	<日本国内の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育9年未満の卒業の場合> ・学力認定書	必要書類を提出して厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。埼玉県保健医療政策課が手続きの窓口になります。認定に時間がかかりますので、早めに埼玉県保健医療政策課に問い合わせてください。 <u>願書受付までに認定が間に合わない場合は受験できません。</u>

【菓子製造業従事証明書の 証明をすることができない者】



菓子製造業従事証明書の留意事項

＜証明者について＞

○経営者(施設長)と受験者が夫婦又は二親等以内の血族の場合
(例)親子、兄弟、祖父母など
○経営者(施設長)が受験者本人の場合



証明者として認められない



次のいずれかの者に証明をもらってください。

- ① 同業種の経営者(施設長)
- ② 所属団体(菓子製造組合等)の長

○施設が廃業になり、証明が得られない場合
(当時の経営者に証明が得られる場合を除く。)



- (ア) 義父母、義祖父母が経営者(施設長)の場合は、証明者として認めます。「証明者が施設長でない場合の理由」の「4 その他」の欄にその旨を記入してください。
- (イ) 派遣社員の場合には派遣先の施設長が証明してください。